

群労発基 0917 第 1 号
令和 3 年 9 月 17 日

関係事業者団体等代表者 殿

群馬労働局長

「全国労働衛生週間」を契機とした新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のさらなる徹底について（要請）

日頃より労働行政への格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度で 72 回目を迎える「全国労働衛生週間」は、

向き合おう！ こころとからだの 健康管理

を**スローガン**に、10 月 1 日から同月 7 日までを本週間、その準備期間を 9 月 1 日から 30 日として、事業場における労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動の一層の推進を図るため、実施されています（別添 1）。

また、新型コロナウイルスの罹患による休業 4 日以上労働災害は、令和 2 年には全国で 6,000 人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが重要なことから、本年の「全国労働衛生週間」では、

うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

を**副スローガン**として、事業場におけるさらなる新型コロナウイルス感染防止の徹底を呼び掛けています。

ところで、群馬県内における新型コロナウイルスの罹患による休業 4 日以上労働災害は、令和 2 年で 94 人、令和 3 年は 8 月末現在の速報値で 167 人発生しています。また、群馬県では、令和 3 年 8 月 20 日に県内全域に発令された緊急事態宣言が当初の 9 月 12 日から同月 30 日まで延長されており、職場においても新型コロナウイルス感染予防対策のさらなる徹底が重要なところです。

つきましては、「全国衛生週間」を契機に、別添2「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」の活用により感染拡大を防止するための基本的な対策の実施状況の確認及び感染防止対策に取り組んでいただくことについて、あらためて傘下会員事業場等関係事業場または構成組織に周知いただきますようお願いいたします。

また、外国人労働者が安心して働くためには、職場における新型コロナウイルス感染症感染防止対策についての正しい理解が重要となることから、別添3「**職場の新型コロナウイルス感染症対策 外国人労働者の皆さんにも『正しく伝わっていますか?』**」や別添4「**外国人の方向け感染防止リーフレット（ベトナム語、ポルトガル語）**」の活用等により感染防止対策に係る教育やアドバイスに努めていただくよう、併せて周知をお願いいたします。

さらに、業務によって新型コロナウイルスに感染した場合には、労働安全衛生法に基づき「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出する必要があり、また、労災保険給付の対象となりますので、別添5「**新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です**」、別添6「**業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります**」についても、併せて周知をいただきますよう重ねてお願いいたします。

※ 別添1から6については、群馬労働局ホームページからダウンロードできます。

URL：https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/news_topics/houdou/2021_covid19_boushi.html